

産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告 概要【2024年4月】

1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、**安全保障上の関心としての国家主体の再浮上**や**デュアルユース技術の重要性の高まり**、**国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭**など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むこと**が求められる。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むこと**が求められる。このため、**官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進**が求められる。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた**不拡散型輸出管理**は大きな**転換期**を迎えており、**非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現**する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)～(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上の**リスクがより高い取引に厳に焦点を当て**、リスクが低い取引は合理化を追求。
- ② **同盟国・同志国との重層的な連携**を通じて、**国際協調による実効性と公平性を担保**するとともに、**共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化**を過度に阻害しない。
- ③ **官民での情報共有・対話**等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1)補完的輸出規制の見直し	(2)技術管理強化のための官民対話スキームの構築	(3)機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携	(4)安全保障上の懸念度等に 応じた制度・運用の合理化・重点化
<p>※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。</p> <p>• 汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。</p> <p>① 一般国向け通常兵器補完的輸出規制</p> <ul style="list-style-type: none">• 一般国 (グループA国以外)向けであっても、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に適切に管理。• この際、懸念需要者や懸念取引等に関する情報を政府が提供。 <p>② グループA国経由での迂回対策</p> <ul style="list-style-type: none">• 補完的輸出規制の対象外のグループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォーム。	<p>• 技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、多様な経路に応じた対策が必要。(技術は一度流出すると管理困難。)</p> <p>• 外為法の技術移転管理に関し、官民対話を通じた新たな技術管理スキームを導入。</p> <p>• 技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、政府に事前報告。 ※今回の措置は、貨物は対象外。</p> <p>• 適切な技術管理に向け、政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施。 ※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。</p> <p>• 取引時点のみならず、時間的経過に伴う軍事転用懸念を考慮。</p>	<p>• 急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。</p> <p>• 各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。国際連携による制度・運用の協調を企図。</p> <p>• 国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理を行う。</p> <p>• 懸念度と緊急度に応じた、技術保有国による連携も有効。</p> <p>• 国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る運用面での協調を行う。</p> <p>• 国際輸出管理レジームの非参加国との連携を強化。</p>	<p>• メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ等の観点から、以下の分野で合理化。</p> <p>① 半導体製造に用いられる一部の部品 (圧力計やクロスフローろ過装置) を特別一般包括許可の対象に。</p> <p>② インド・ASEAN向け工作機械を、一定の要件の下(移設検知機器の搭載等)で、特別一般包括許可の対象に。</p> <p>③ 同志国軍による防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品等に関する許可申請手続を簡素化。</p> <p>④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、立入検査を重点化。</p>

(5)国内外の関係者に対する一層の透明性の確保 / (6)インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

3. 中長期的な検討課題等

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図る**べき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の取組の必要性、法体系の複雑性の解消** (「わかりやすさ」の追求)を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。